



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

672	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課).....	1
673	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
674	生活保護法による指定介護機関の廃止	( " ).....	2
675	生活保護法による医療機関の指定	( " ).....	2
676	"	( " ).....	2
677	生活保護法による介護機関の指定	( " ).....	3
678	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会課).....	3
679	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	( " ).....	3
680	介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定	( " ).....	4
681	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	( " ).....	4
682	介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	( " ).....	5
683	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止	(障害福祉課).....	5
684	社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録	( " ).....	6
685	指定一般相談支援事業者の指定	( " ).....	6
686	"	( " ).....	7
*687	和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の指定	(果樹園芸課).....	7
688	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	7
689	公共測量の実施	(技術調査課).....	7
690	道路の区域変更	(道路保全課).....	8
691	"	( " ).....	8
692	道路の供用開始	( " ).....	9
693	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	9
○	人事委員会告示		
6	平成25年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験の実施		..... 9
○	公告		
	平成26年度産業技術専門学院の生徒(普通課程)募集	(労働政策課).....	13
	平成26年度産業技術専門学院の生徒(短期課程)募集	( " ).....	15
○	正誤		
	平成25年5月21日付け和歌山県報第2456号和歌山県告示第597号中		..... 17

告 示

和歌山県告示第672号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項及び和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37

号) 第58条の5第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成25年6月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 特約業者の氏名又は名称  
佐田登嗣
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
和歌山県紀の川市名手市場135
- 3 特約業者の指定取消しの年月日  
平成25年5月24日

**和歌山県告示第673号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年6月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
橋医 99-21	伊都地方休日急患診療所	橋本市高野口町名古曾927番地の3	平成 25. 2. 28

**和歌山県告示第674号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年6月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
株式会社リバソン	和歌山市内原855番5	訪問介護ステーションまほろば	海南市多田362番地7	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 25. 5. 31

**和歌山県告示第675号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年6月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
海南歯 41-25	吉川歯科医院	海南市日方1271-23	平成 25. 5. 21

**和歌山県告示第676号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年6月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年月日
東訪7-25	TRYAD合同会社	東牟婁郡那智勝浦町大字市屋855番地	リハビリ訪問看護センターやたがらす	東牟婁郡那智勝浦町大字市野々1910-1	平成25.5.17

#### 和歌山県告示第677号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年6月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
社会福祉法人高瀬会	東牟婁郡古座川町高瀬353	ふれあいサロン「ゆかし庵」	東牟婁郡那智勝浦町湯川61番地	通所介護	平成25.5.1
株式会社空港	西牟婁郡白浜町2926番地の502	ケアサポート空港	西牟婁郡白浜町2926番地の502	訪問介護・介護予防訪問介護	平成25.5.10
TRYAD合同会社	東牟婁郡那智勝浦町大字市屋855番地	リハビリ訪問看護センターやたがらす	東牟婁郡那智勝浦町大字市野々1910-1	訪問看護・介護予防訪問看護	平成25.6.1

#### 和歌山県告示第678号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成25年6月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の満了の日
3072500576	社会福祉法人高瀬会	ふれあいサロン「ゆかし庵」	東牟婁郡那智勝浦町湯川61番地	通所介護	平成25.5.1	平成31.4.30

#### 和歌山県告示第679号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成25年6月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の満了の日
3071700573	社会福祉法人聖アンナ福祉会	第2聖アンナケアプランセンター	紀の川市貴志川町尼寺359	居宅介護支援	平成25.4.1	平成31.3.31

30721008 49	有限会社響	ゆったり	日高郡日高町荊木189	居宅介護支援	平成 25.4.1	平成 31.3.31
30722012 58	株式会社あさひ	あさひケアプランセンター	田辺市栄町23番地	居宅介護支援	平成 25.4.1	平成 31.3.31
30716012 01	社会福祉法人耕寿会	ケアプランセンター 平安のまち	有田郡湯浅町青木826-1	居宅介護支援	平成 25.5.1	平成 31.4.30
30725008 32	医療法人かなめ会	サンテ・ヴィラージュ ユ太地介護サービス センター	東牟婁郡太地町太地字 北通谷1285番地1	居宅介護支援	平成 25.5.1	平成 31.4.30

## 和歌山県告示第680号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成25年6月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30710009 66	有限会社レッツ	訪問介護ステーション 杉の子	橋本市隅田町下兵庫95 7-27	介護予防訪問 介護	平成 25.5.1	平成 31.4.30

## 和歌山県告示第681号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成25年6月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30723007 12	社会福祉法人熊野福祉会	特別養護老人ホーム 熊野川園新館	新宮市熊野川町西187 番地	短期入所生活 介護・介護予 防短期入所生 活介護	平成 25.3.30	平成 31.3.29
30724010 72	株式会社空港	ケアサポート空港	西牟婁郡白浜町2926番 地の502	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 25.4.1	平成 31.3.31
30724010 98	社会福祉法人白浜町 社会福祉協議会	白浜町社会福祉協議会 日置川支部	西牟婁郡白浜町日置19 7番地の1	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 25.4.1	平成 31.3.31
30616900 65	株式会社一哲	訪問看護ステーション メンタルサポート 1	有田郡有田川町天満86 番地の1 ブレインバ レービル3階302号	訪問看護・介 護予防訪問看 護	平成 25.4.1	平成 31.3.31
30714010 24	社会福祉法人平成福祉会	かぐのみ苑デイサービス みかん	海南市下津町下津828 番地1	通所介護・介 護予防通所介 護	平成 25.4.1	平成 31.3.31
30717005 65	社会福祉法人聖アン ナ福祉会	デイサービスセンタ ーきしがわ園	紀の川市貴志川町尼寺 359	通所介護・介 護予防通所介 護	平成 25.4.1	平成 31.3.31

				護		
30710009 58	株式会社ひらい	デイサービスひらい	橋本市橋本二丁目73番地 の1	通所介護・介護 予防通所介護	平成 25.4.1	平成 31.3.31
30724010 80	社会福祉法人白浜町 社会福祉協議会	白浜町社会福祉協議 会 日置川支部	西牟婁郡白浜町197番 地の1	通所介護・介護 予防通所介護	平成 25.4.1	平成 31.3.31
30722012 66	和歌山高齢者生活協 同組合	ケアセンターおたっ しゃ倶楽部田辺第3 事業所	田辺市片町80-1	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 25.5.1	平成 31.4.30
30625900 66	TRYAD合同会社	リハビリ訪問看護セ ンターやたがらす	東牟婁郡那智勝浦町大 字市野々1910番-1	訪問看護・介 護予防訪問看 護	平成 25.5.1	平成 31.4.30
30716011 93	合同会社はやし	デイサービスはのや	有田郡湯浅町大字湯浅 1407-6	通所介護・介 護予防訪問介 護	平成 25.5.1	平成 31.4.30

## 和歌山県告示第682号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成25年6月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者 番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30714010 32	株式会社NEXTINNOVA TION	ケアセンター風花	海南市岡田223-12	通所介護・居 宅介護支援・ 介護予防通所 介護	平成 25.4.1	平成 31.3.31
30717005 81	株式会社パソナライ フケア	よっといで長山	紀の川市貴志川町長山 259-5	訪問介護・通 所介護・居宅 介護支援・介 護予防訪問介 護・介護予防 通所介護	平成 25.5.1	平成 31.4.30

## 和歌山県告示第683号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年6月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援 の種類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3050100 274	ハッピーステー ション	和歌山市米屋町3 ぶらくり丁ブリス ビル1F	児童発達支援事業	社会福祉法人ハ ッピーステーシ ョン	和歌山市米屋町3 ぶらくり丁ブリス ビル1F	平成 25.3.31
3050100	児童デイサービ	和歌山市新庄166-2	児童発達支援事業	特定非営利活動	和歌山市新庄166-2	平成

290	スフレンズ	3		法人おもちゃばこ	3	25.3.31
3050100308	ファミリー児童デイサービス	和歌山市土入25-10 フリーゲル21 2F	児童発達支援事業	有限会社ファミリー	和歌山市土入25-10 フリーゲル21 2F	平成25.3.31
3050100340	児童デイサービスMiKU	和歌山市東高松4-4 -36	児童発達支援事業	有限会社ケアセンター未来	和歌山市東高松4-4 -36	平成25.3.31
3051300022	社会福祉法人山水会 サンパル Jr. デイサービスセンターかつらぎの里	伊都郡かつらぎ町 西洪田11-7	児童発達支援事業	社会福祉法人山水会	紀の川市粉河4168 番地	平成25.3.31
3051400053	はるなデイサービスセンター	海南市椋木173	児童発達支援事業	株式会社はるな介護センター	海南市椋木173	平成25.3.31
3051600058	社会福祉法人ひまわり福祉会 学童クラブそよ風	有田郡湯浅町湯浅2 721-4	児童発達支援事業	社会福祉法人ひまわり福祉会	有田郡湯浅町青木5 64-1	平成25.3.31
3051600066	社会福祉法人ひまわり福祉会 わた雲教室	有田郡有田川町徳 田1465	放課後等デイサービス	社会福祉法人ひまわり福祉会	有田郡湯浅町青木5 64-1	平成25.3.31
3051700049	社会福祉法人山水会 サンパル ジュニアデイサービスセンター	紀の川市粉河4171	児童発達支援事業	社会福祉法人山水会	紀の川市粉河4168 番地	平成25.3.31

和歌山県告示第684号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者を次のとおり登録したので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定に基づき公示する。

平成25年6月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	事業所の名称	事業所の所在地	実施する特定行為の種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	登録年月日
302100030	ケアサポートカタチ	田辺市下万呂577-1	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引	株式会社ZENS HIN	田辺市下万呂577-1	平成25.6.1

和歌山県告示第685号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定に基づき公示する。

平成25年6月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	一般相談支援の種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限

3031400 033	療育センターA01	海南市船尾438	地域移行支援・地域定着支援	特定無し	社会福祉法人あおい会	和歌山市今福2丁目9-35	平成 25.4.1	平成 31.3.31
3031700 036	桃郷障害児者相談支援センター	紀の川市桃山町調月58番地の3	地域移行支援・地域定着支援	特定無し	社会福祉法人桃郷	紀の川市桃山町調月58番地の3	平成 25.4.1	平成 31.3.31
3031000 478	障がい者地域生活相談センター	橋本市野560-6-2-9202	地域移行支援・地域定着支援	特定無し	社会福祉法人旬憩会	橋本市野5-1	平成 25.4.1	平成 31.3.31
3032200 036	田辺・西牟婁障害児者支援センターり〜ふ	田辺市湊448-8	地域移行支援・地域定着支援	特定無し	社会福祉法人ふたば福祉会	田辺市文里1丁目15-13	平成 25.4.1	平成 31.3.31

和歌山県告示第686号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定に基づき公示する。

平成25年6月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	一般相談支援の種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3032520 201	相談室ラログ	東牟婁郡那智勝浦町大字市野々2710番地9	地域移行支援・地域定着支援	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病等対象者	特定非営利活動法人ネオ	東牟婁郡那智勝浦町大字市野々2710番地9	平成 25.5.1	平成 31.4.30

和歌山県告示687号

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例（平成25年和歌山県条例第16号）第7条第2項に規定する知事が定める県内の区域として和歌山市を指定し、平成25年7月7日から適用する。

平成25年6月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第688号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年6月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町江住字古々谷1037の61（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第689号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき東牟婁振興局串本建設部長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年6月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（MMS測量）
- 2 作業期間 平成25年6月1日から同年8月20日まで
- 3 作業地域 和歌山県東牟婁郡串本町、古座川町内

**和歌山県告示第690号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年6月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 和歌山海南線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市黒江字市場町564番1地先から同市日方字池ノ丁127番地先まで	旧	6.90 } 11.00	170.00	
同上	新	11.15 } 24.70	170.00	

**和歌山県告示第691号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年6月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 境川金屋線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字伏羊字谷底19番1地先から同町大字伏羊字東沢134番1地先まで	旧	2.14 } 10.25	723.00	
同上	新	7.06 } 32.67	700.00	



**和歌山県告示第692号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年6月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 境川金屋線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字伏羊字谷底19番1地先から同町大字伏羊字東沢134番1地先まで

供用開始の期日 平成25年6月7日

**和歌山県告示第693号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年6月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類**

土石流及び急傾斜地の崩壊

**2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称**

逢母1（5-381-1-008）、逢母2（5-381-1-009）、中ノ浜・中ノ浜（2）（I-961）、三尾1（I-3916）、三尾2（I-3917）、三尾3（I-3918）、三尾4（I-3919）、三尾5（I-3920）、三尾6（I-3921）、三尾7（I-3922）、三尾8（I-3923）、三尾9（I-3924）、三尾10（I-3926）、三尾23（I-50097）、三尾24（I-50098）、三尾13（II-4031）、三尾14（II-4032）、中ノ浜2（II-4033）、三尾15（II-4034）、三尾16（II-4035）、三尾17（II-4036）、三尾18（II-4037）、三尾20（II-50159）、三尾21（II-50160）、三尾22（II-50161）、三尾19（III-2519）

**3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示**

次の図書のとおり

**4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項**

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**人事委員会告示****和歌山県人事委員会告示第6号**

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定による任期を定めた職員（以下「育休任期付職員」という。）及び同法第18条第1項の規定による任期を定めた短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の採用試験を、Ⅲ種相当試験として、次の要綱により実施する。

平成25年6月7日

和歌山県人事委員会事務局長 山 本 明 史

平成25年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験（Ⅲ種相当）要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

<育休任期付職員採用試験>

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務・和歌山	8人程度	総務関係等の業務
一般事務・西牟婁	4人程度	知事部局又は教育委員会における総務関係等の業務
一般事務・東牟婁	2人程度	総務関係等の業務
化学・和歌山	1人程度	環境衛生研究センター(和歌山市)における水等の分析業務

<任期付短時間勤務職員採用試験>

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務・和歌山	2人程度	精神保健福祉センター(和歌山市)又は海草振興局地域振興部(和歌山市)における総務関係等の業務
一般事務・紀北	1人程度	那賀振興局健康福祉部(岩出市)における総務関係等の業務

この表の試験区分のうち「和歌山」、「西牟婁」及び「東牟婁」の勤務地は、次の表のとおりとする。

勤務地区分表

区分	勤務地の範囲
和歌山	和歌山市、海南市、海草郡
西牟婁	田辺市、西牟婁郡
東牟婁	新宮市、東牟婁郡

採用予定人員、主な職務内容及び勤務地は、職員の育児休業等の取得状況により変更する場合がある。

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する人(準禁治産者を含む。)

3 試験の方法及び内容

	試験種目	配点	内 容	試験時間
第1次試験	教養試験(択一式)	300点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験(30題) <出題分野> 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能	1時間30分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、第2次試験の面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	420点	人物、能力、性格等についての個別面接	

試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

4 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試験地	合 格 発 表
第1次試験	平成25年7月28日（日） 午後1時	和歌山市 田辺市	平成25年8月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	平成25年8月中旬	和歌山市	平成25年8月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。

## 5 受験手続及び受付期間

## (1) 申込用紙の配布場所

和歌山県人事委員会事務局  
 和歌山県パスポートセンター  
 和歌山県庁正面玄関サービスステーション  
 各振興局地域振興部総務県民課  
 海草振興局建設部海南工事事務所  
 東牟婁振興局串本建設部総務管理課

## (2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局へ請求すること。

また、和歌山県のホームページの電子サービス「電子申請/申請書」から申込書等を印刷することも可能である。

## (3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

## ア 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「育休任期付職員受験申込み」又は「任期付短時間勤務職員受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。

## イ インターネット

和歌山県のホームページの電子サービス「電子申請/申請書」画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

## (4) 受付期間

## ア 郵送による申込みの場合

平成25年6月20日（木）から受付を開始し、同年7月3日（水）までの消印のあるものを受け付ける。

## イ インターネットによる申込みの場合

平成25年6月13日（木）午前10時から同月26日（水）午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

## (5) 受験票等の交付

## ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。  
 なお、申込書等の記載事項に不備があるときは受理しない場合がある。

## イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、メールを送付するので、電子申請システム内で状況を確認すること。  
 なお、受験番号の送付通知は、受付期間終了後に行うので、再度電子申請システム内で状況を確認すること。

その後指示に従い受験票及び写真票を書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日、写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定される。

採用は、おおむね平成25年9月から開始される予定であるが、職員の育児休業等の取得状況により各々の採用時期に違いがある。

また、職員の育児休業等の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合がある。(採用候補者名簿の有効期間は、原則1年である。)

(2) 任用期間及び勤務時間は以下のとおりである。

なお、勤務において時間外勤務(休日の勤務を含む。)等をする場合がある。

<育休任期付職員>

○任期 おおむね8か月以上3年未満

○勤務時間 午前9時から午後5時45分まで

○休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「祝日」という。)、年末、年始

<任期付短時間勤務職員>

○任期 おおむね1年以内

なお、育児短時間勤務に係る期間の延長の範囲内で任用期間を延長する場合がある。

○勤務時間

試験区分	勤務時間	休日
一般事務・和歌山	(A) 午後2時55分から午後5時45分までの週14時間10分	土曜日、日曜日、祝日、 年末、年始
	(B) 午後1時55分から午後5時45分までの週19時間10分	
一般事務・紀北	午後2時55分から午後5時45分までの週14時間10分	土曜日、日曜日、祝日、 年末、年始

(3) 採用時の給料月額は、おおむね以下のとおりであるが、経歴その他に応じて一定の額(例:公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等)が加算される。

試験区分	初任給	適用給料表
育休任期付職員 (一般事務・和歌山) (一般事務・西牟婁) (一般事務・東牟婁)	144,500円	行政職給料表
育休任期付職員 (化学・和歌山)	145,200円	研究職給料表
任期付短時間勤務職員 (一般事務・和歌山(A)) (一般事務・紀北)	52,827円	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表
任期付短時間勤務職員 (一般事務・和歌山(B))	71,473円	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表

このほか職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の定めに従い、育休任期付職員については扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給され、任期付短時間勤務職員については通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 試験結果の開示について

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点及び順位	合格発表の日から1月間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 午前9時（開示期間の初日は合格発表後）から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験受験者	(1) 第1次試験の得点及び順位 (2) 第1次試験の得点と第2次試験の得点を合わせた総合得点及び総合順位	

8 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

公 告

公 告

平成26年度に訓練を開始する産業技術専門学院の生徒（普通課程）を次のとおり募集する。

平成25年6月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 募集定員等

名 称	訓練の種類	訓練課程	訓 練 科	訓練期間	定 員
和歌山県立和歌山産業技術専門学院	普通職業訓練	普通課程	自動車工学科	2年	20人
			理容科	2年	15人
			メカトロニクス科	2年	15人
			情報技術科	1年	10人
			建築工学科	1年	15人
			デザイン木工科	2年	15人
	計				90人
和歌山県立田辺産業技術専門学院	普通職業訓練	普通課程	自動車工学科	2年	15人
			観光ビジネス科	1年	20人
	溶接・CAD科	1年	15人		
計				50人	
合 計				140人	

2 応募資格

(1) 自動車工学科及び理容科

学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者（平成25年度卒業予定者を含む。）又は大学受験有資格者で40歳以下（平成26年4月1日現在）のものであること。

なお、理容科については、学校教育法による中学校を卒業した者も受験可能とする。

(2) メカトロニクス科、情報技術科、建築工学科、観光ビジネス科及び溶接・CAD科

学校教育法による高等学校を卒業した者(平成25年度卒業予定者を含む。)又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、18歳以上40歳以下(平成26年4月1日現在)のものであること。

(3) デザイン木工科

学校教育法による中学校を卒業した者(平成25年度卒業予定者を含む。)又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、40歳以下(平成26年4月1日現在)のものであること。

3 応募手続

(1) 入学願書は、県内の公共職業安定所及び各産業技術専門学院に備えている。

なお、入学願書については、所定の用紙に必要な事項を記入の上、提出前3か月以内に撮影した写真(正面上半身、脱帽、縦4cm×横3cmのもの)を貼付するものとする。

(2) 入学願書は、居住地を管轄する公共職業安定所へ提出すること。ただし、平成25年度高等学校卒業予定者は、在学している高等学校を経由して受験を希望する各産業技術専門学院へ提出するものとする。

(3) 自動車工学科及び理容科を希望する者は、最終学歴を証明する書面を入学願書に添付すること。

(4) 受験料は、2,200円とし、入学願書に和歌山県収入証紙を貼付することにより納めるものとする。

4 募集日程

区分	受付期間	選考日時	選考方法	選考場所	合格発表
10月選考	平成25年10月1日(火)から同月10日(木)まで	平成25年10月16日(水)午前9時30分	筆記試験(国語・数学)及び面接	入学を希望する各産業技術専門学院及び新宮地域職業訓練センター	平成25年10月21日(月)午後3時
2月選考	平成26年1月8日(水)から同月22日(水)まで	平成26年2月5日(水)午前9時30分	筆記試験(国語・数学)及び面接		平成26年2月12日(水)午後3時

(1) 受験者全員に本人宛て可否を通知する。

(2) 選考日には、受験票、筆記用具及び昼食を持参し、午前9時までに選考場所に集合すること。

(3) 2月選考の募集人員等は、10月選考の状況等に応じて決定するものとする。

5 入学日

平成26年4月8日(火)

6 訓練経費

(1) 入学金 5,650円

(2) 授業料 年額 118,800円。ただし、空調機使用料として、授業料に年額1,800円を加算する。

(3) 訓練科によって異なるが、教科書代、実習服代、個人が所有する工具代及び資格取得に要する実費等が別途必要である。

7 選考結果の開示

(1) 入学試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。ただし、電話、はがき等による請求は認めない。開示を請求する際は、受験者本人であることを明らかにする書面(受験票又は可否通知書)を持参の上、受験者本人が受験した産業技術専門学院へ直接請求すること。

(2) 開示する内容

総合得点及び順位

(3) 開示請求期間

合格発表の日から1月間

8 訓練期間中の援護措置

(1) 一定の条件を満たす者は、授業料の減免措置の適用がある。

(2) 交通機関利用者には、学生割引が適用される。

- (3) 雇用保険受給者で公共職業安定所長の指示を受けて入学した者には、引き続き訓練修了まで雇用保険の支給が延長されるなどの援護措置が適用される場合がある。（応募前に必ず居住地を管轄するハローワークで職業相談を受けて確認すること。）
- (4) 公共職業安定所長の指示を受けて入学した者には、別に定める訓練手当が支給される。ただし、雇用保険受給者は除く。
- (5) 一定の要件を満たす者は、技能者育成資金の貸付を受けることができる。ただし、雇用保険受給者、訓練手当受給者は除く。
- (6) 一定の要件を満たす者は、求職者支援制度による支援を受けることができる。ただし、平成26年3月新規学校卒業予定者が本訓練を受講する場合は、求職者支援制度の支援対象とはならない。

9 問合せ先

和歌山県立和歌山産業技術専門学院  
 〒649-6261 和歌山市小倉90  
 電話番号 073-477-1253  
 ファクシミリ番号 073-477-1254  
 和歌山県立田辺産業技術専門学院  
 〒646-0011 田辺市新庄町1745-2  
 電話番号 0739-22-2259  
 ファクシミリ番号 0739-22-3123

公 告

平成26年度に訓練を開始する産業技術専門学院の生徒（短期課程）を次のとおり募集する。

平成25年6月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 募集定員等

名 称	訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練期間	定 員
和歌山県立和歌山産業技術専門学院	普通職業訓練	短期課程	総合実務科	1年	20人

※本人の適性に応じて販売コースとOAコースに分かれる。

2 応募資格

次に掲げる全てに該当する者とする。

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第4号に規定する知的障害者
- (2) 公共職業安定所に求職申込みを行っている者
- (3) 公共職業安定所長の受講推薦又は受講指示を受けた者
- (4) 職業訓練を受講することにより就労が見込める者
- (5) 身辺処理能力が確立しており、訓練の受講及び集団生活に支障のない者
- (6) 自力で通学が可能な者

3 応募手続

- (1) 入学願書は、県内の公共職業安定所及び各産業技術専門学院に備えている。

なお、入学願書については、所定の用紙に必要事項を記入の上、提出前3か月以内に撮影した写真（正面上半身、脱帽、縦4cm×横3cmのもの）を貼付するものとする。

- (2) 入学願書及び応募資格を証する書類（療育手帳。ただし、療育手帳の交付を受けていない者は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センターの発行する判定書）の写しを、居住地を管轄する公共職業安定所へ提出すること。ただし、平成25年度特別支援学校、中学校及び高等

学校卒業予定者は、在学している特別支援学校、中学校及び高等学校を經由して管轄する公共職業安定所へ提出するものとする。

#### 4 募集日程

区分	受付期間	選考日時	選考方法	選考場所	合格発表
10月選考	平成25年10月1日（火）から同月10日（木）まで	平成25年10月16日（水）午前9時30分	筆記試験（国語・数学）・作業試験及び面接	和歌山産業技術専門学院	平成25年10月21日（月）午後3時
2月選考	平成26年1月8日（水）から同月22日（水）まで	平成26年2月5日（水）午前9時30分	筆記試験（国語・数学）・作業試験及び面接		平成26年2月12日（水）午後3時

- (1) 受験者全員に本人宛て合否を通知する。
- (2) 選考日には、受験票、筆記用具及び昼食を持参し、午前9時までに選考場所に集合すること。
- (3) 2月選考の募集人員等は、10月選考の状況等に応じて決定するものとする。

#### 5 入学日

平成26年4月8日（火）

#### 6 訓練経費

- (1) 入学考査に要する費用、入学金及び授業料は、無料とする。
- (2) 教科書代、実習服代、個人が所有する工具代及び資格取得に要する実費等が別途必要である。

#### 7 選考結果の開示

- (1) 入学試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。ただし、電話、はがき等による請求は認めない。開示を請求する際は、受験者本人であることを明らかにする書面（受験票又は合否通知書）を持参の上、受験者本人が受験した産業技術専門学院へ直接請求すること。
- (2) 開示する内容  
総合得点及び順位
- (3) 開示請求期間  
合格発表の日から1月間

#### 8 訓練期間中の援護措置

- (1) 交通機関利用者には、学生割引が適用される。
- (2) 雇用保険受給者で公共職業安定所長の指示を受けて入学した者には、引き続き訓練修了まで雇用保険の支給が延長されるなどの援護措置が適用される場合がある。（応募前に必ず居住地を管轄するハローワークで職業相談を受けて確認すること。）
- (3) 公共職業安定所長の指示を受けて入学した者には、別に定める訓練手当が支給される。ただし、雇用保険受給者は除く。
- (4) 一定の要件を満たす者は、技能者育成資金の貸付を受けることができる。ただし、雇用保険受給者、訓練手当受給者は除く。
- (5) 一定の要件を満たす者は求職者支援制度による支援を受けることができる。ただし、平成26年3月新規学校卒業予定者が本訓練を受講する場合は、求職者支援制度の支援対象とはならない。

#### 9 問合せ先

和歌山県立和歌山産業技術専門学院

〒649-6261 和歌山市小倉90

電話番号 073-477-1253

ファクシミリ番号 073-477-1254



## 正 誤

## 正 誤

平成25年5月21日付け和歌山県報第2456号和歌山県告示第597号中

ページ	行目	誤	正
3	下から21	的場和夫	射場和夫
	下から18	高垣昌弘	高垣昌弘